



001-0011

北海道札幌市中央区
XXXXXXXX
XXXXXXXX

XXX XXX 様



00000042

00001-00-123456789012-00001924

T0000042#

親展

お問い合わせ先

〒 XXX-XXXX
札幌市中央区XXXXXXXX

XXXX 市町村職員共済組合
年金課
XXX-XXX-XXXX

退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る
「給付算定基礎額残高通知書」です。

※所属所コード-企業コード-部課所コード-証番号
が印字されます。

給付算定基礎額残高通知書

(28 年 4 月 - 29 年 3 月)

XXX XXX 様

(86071000000042) 単位円

(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
前年度末				37,529
4 月	380,000	4,943	28	42,500
5 月	380,000	4,943	31	47,474
6 月	950,000	12,359	40	59,873
7 月	380,000	4,943	43	64,859
8 月	380,000	4,943	46	69,848
9 月	380,000	4,943	50	74,841
10 月	380,000	4,943	54	79,838
11 月	380,000	4,943	57	84,838
12 月	1,140,000	14,831	67	99,736
1 月	380,000	4,943	71	104,750
2 月	380,000	4,943	74	109,767
3 月	380,000	4,943	78	114,788

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
前年度末	37,529		
付与額累計	76,620	-	-
利息額	639		
今回通知	114,788		
給付算定基礎額等合計	114,788		

年金払い退職給付加入期間	1 年 6 月
付与率	平成 28 年 4 月 - 平成 29 年 3 月 1.301%
	年 月 - 年 月 %
基準利率(年率)	平成 28 年 4 月 - 平成 28 年 9 月 0.810%
	平成 28 年 10 月 - 平成 29 年 3 月 0.820%

基礎年金番号 3000000042

作成日 平成 29 年 4 月 20 日

※退職年金の受給権者が再就職している場合に、
再就職前の給付算定基礎額の情報が印字されます。

◆通知書に表示されている各項目の見方

○標準報酬月額
付与額の基礎となる標準報酬の額です。
期末手当等を受けている月は、期末手当の額が合算されています。

○付与額
標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

○利息
前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1ヶ月単位に換算した率)を乗じた額です。

○給付算定基礎額残高
前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び利息の合計額です。年金額の算定の基礎となります。

○前年度末
前年度末における給付算定基礎額残高です。

○付与額累計
平成28年度の各月の付与額を累計した額です。

○利息額
平成28年度の各月の利息を累計した額です。

○今回通知
平成28年度末における給付算定基礎額残高です。

○年金払い退職給付加入期間
平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。

○付与率
付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。
付与率の設定にあたっては、退職等年金給付が組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることを考慮して設定することとされています。

○基準利率
利息を求めるための率です。
10年国債の応募者利回りの直近1年平均と直近5年平均のうち低い方の率としており、毎年10月に見直されます。

※サンプルデータのため、実際の率とは異なります。

料金後納
郵便

お問い合わせ先

退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る「給付算定基礎額残高通知書」です。

單位円

55

10年国債の応募者利回りの直近1年平均と直近5年平均のうち低い方の率としており、毎年10月に見直されます。

給付算定基礎額残高通知書の送付について

この通知書は、将来の退職等年金給付（年金払い退職給付）の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、年金待機者（公務員を退職された方）については退職時と節目年齢（35歳・45歳・59歳・63歳）にお届けします。

※ この通知書は、作成日現在において登録されている標準報酬月額等の情報を基に作成しています。

そのため、登録の時期などにより、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

（将来の年金額に影響するものではありません。）

お知らせ

◆退職等年金給付(年金払い退職給付)について

被用者年金制度の一元化により共済年金の一部であった職域年金相当部分が廃止され、新たな年金として「退職等年金給付」が創設されました。この新しいしくみは退職給付の一部として導入されたため、「年金払い退職給付」ともいいます。

退職等年金給付（年金払い退職給付）は、公的年金とは異なり、組合員期間にあなたが積み立てた「給付算定基礎額」をもとに、将来の年金給付額が決定します。

◆積立時

- ①（標準報酬月額※）×付与率が毎月付与（毎月積立）されます。
※期末手当等を受けている月は、（標準報酬月額及び期末手当等の額）
- ② 基準利率に基づき複利計算によって利息が毎月付与（毎月積立）されます。
- ③ ①と②を合わせた額が、将来の年金の原資となる「給付算定基礎額」となります。

◆年金受給時

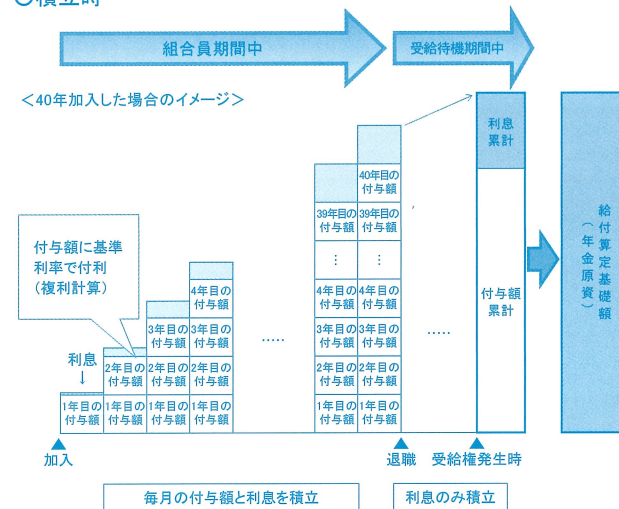
- ① 給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。
- ② 給付算定基礎額は、半分が有期年金、半分が終身年金となります。
- ③ 有期年金は20年又は10年での分割受給を選択できます。または一時金として受給することもできます。
- ④ 原則として65歳からの受給ですが、60歳まで繰上げ、または70歳まで繰り下げて受給することもできます。

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要や給付の計算方法等についての詳細は、下記のホームページをご覧ください。

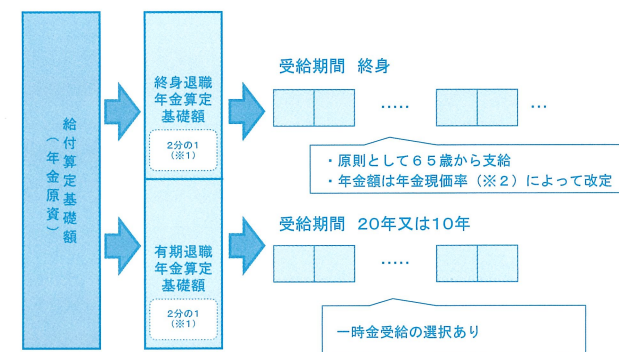
全国市町村職員共済組合連合会ホームページ
<http://www.shichousonnen.or.jp/>

◆積立時と年金受給時のイメージ

○積立時



○年金受給時



（※1）組合員期間が10年未満の場合は1/4（※2）年金原資を年金として延払いするための率

←ここから開いて中面をご覧ください